

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年11月2日付けで行った、法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- (1) 刑事収容施設においては、必要最小限の衣類、食料、生活用品を支給していることになっているが、現実にはその最低限を下回る支給しかされず、異常な生活を強いられている。

例えば、ちり紙は1日20枚であり、借りられる冬着は薄手の長袖、長ズボンであって、洗たくは有料であり、ホッカイロや湯も支給されない。また、外部との連絡は手紙と電報しかないにもかかわらず、これらは自費とされ、金のない者は、審査

が厳しく、裁判等のよほどの事情がない限り認められない。さらに、長期拘束者は食料が足りず、痩せて、標準体重を下回る。

(2) これらのことから、収容者に対しては、住宅扶助を除く法による保護が適用されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年2月3日	諮問
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法1条は、その目的として、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを掲げている。

また、法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面で通知しなければならないと規定し、同条4

項は、前項の書面には、決定の理由を付さなければならないと規定している。

(2) そして、刑事施設に収容されている者については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」という。）に基づいて、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、その被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇が図られているところ、同法40条1項は、被収容者に対しては、刑事施設における日常生活に必要なもの（衣類及び寝具、食事及び湯茶、日用品、筆記具及びその他の物品）を貸与し、又は支給するとし、同条2項は、日常生活に用いる物品を貸与し、又は嗜好品を支給するとしている。

(3) 刑事施設に収容されている者に係る処遇は刑事行政の一環として措置されるべきものであり、また、最低限度の生活保障という観点から見ても、法に基づき現に身体を拘束されている者に対し、社会保障としての生活保護を実施することは全く予定されていない（東京都福祉保健局生活福祉部保護課『生活保護運用事例集2013（平成27年修正版）』問8－29参照）とされている。

なお、上記事例集における取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

## 2 本件処分について

(1) 請求人は、平成28年11月22日現在で、刑事施設である〇〇拘置所に刑事被告人として収容されており、また、公判予定及び釈放予定は不明とされていることがそれぞれ認められる（〇〇拘置所長による平成28年11月22日付回答書）。

そして、本件保護申請書及び本件審査請求書における請求人の住所については、いずれも〇〇拘置所の住所であることが認めら

れる。

- (2) そうすると、請求人に係る処遇は刑事行政の一環として措置されるべきであり、請求人は法による保護を要しないものであると認められることから、これと同趣旨でなされた本件処分は、1の法令等の定めに基づきなされたものであって、違法、不当な処分とは認められない。
- (3) 請求人は、〇〇拘置所における処遇に対する不服等を理由に、本件処分が違法、不当であると主張しているが、上記(1)及び(2)のとおり、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。
- (4) ところで、本件処分通知書には、本件処分の理由について「・他制度を活用できるため」との記載がなされているが、事案の背景から切り離してその文言のみをとらえてみた場合、必ずしも正確かつ趣旨明快なものとは言い難く、記載そのものから本件処分の理由を直ちに了知できるものとは認められない。

しかしながら、請求人は刑事被告人として拘置所に収容されており、刑事収容施設法による処遇の対象者であることが明らかである。請求人は、審査請求の理由について、他制度である刑事収容施設における収容者の処遇は、法による保護と比較して程度において劣っている旨を主張しているところであり、このことから処分理由は実際に了知されているものと解されるのである。

よって、本件処分通知書における処分理由の記載の程度をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性

や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美